

介護保険事務は、「個人情報管理事務」、「資格記録管理事務」、「保険料賦課事務」、「保険料収納事務」、「認定事務」、「給付事務」、「保険者事務共同処理業務」に分かれる。

1 個人情報管理事務

(ア) 住民基本台帳との連携

住民基本台帳は住民基本台帳法に基づき作成される物であり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化しているものである。

介護保険法では住民基本台帳との連携において介護保険法第十二条等五項において、下記のように定義されている。

「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條等から第二十四條等まで、第二十五條等、第三十條等の四十六又は第三十條等の四十七の規定による届出があったとき（当該届出に係る書面に同法第二十八條等の三の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項本文の規定による届出があったものとみなす。」

この規定に基づき、住民から住民基本台帳に関する届出がなされたとき、当該情報を住民基本台帳システムから介護保険システムに、大田区で独自に採番する宛名コード（以下、宛名コードという）をキーとして特定個人情報を含む異動情報を連携し、保険料算定の基礎となる住民記録データを介護保険システム内に取り込み管理している。

(イ) 住民税との連携

介護保険法第二百二十九條等第二項及び介護保険法施行令第三十八條等の規定により、介護保険料の算定の基礎として地方税の情報が必要となる。

上記規定に基づき、特別区民税システムから保険料算定の基礎となる特別区民税異動情報を、宛名コードをキーとして特定個人情報を含む情報を介護保険システム内に取り込み管理している。

当該年度の初日の属する年の一月一日に大田区に住所が無い場合については、介護保険法第二百三條等の規定により、官公署に対し保険料の算定の基礎として地方税の情報の提供を求め、照会結果を介護保険システムに登録している。

(ウ) 生活保護情報との連携

介護保険法第二百二十九條等第二項及び介護保険法施行令第三十八條等第一項口の規定により、介護保険料算定の基礎として生活保護の情報が必要となる。

上記規定に基づき、生活保護システムから介護保険システムに宛名コードをキーとして特定個人情報を含む異動情報を連携し、保険料算定の基礎となる生活保護異動情報を介護保険システム内に取り込み管理している。

大田区外での生活保護受給者については、介護保険法第二百三條等の規定により、官公署に対し保険料の算定の基礎となる生活保護異動情報の提供を求め、照会結果を介護保険システムに登録している。

(エ) 住民登録外住民管理

介護保険法第十三條等に規定する住所地特例対象者は大田区に住所が無いが、大田区の被保険者として資格を与えるため、住民登録外として介護保険システムに登録している。

他に配偶者からの暴力により逃亡しており、住所を移せない被害者も人道上の観点から住民票を移すことなく行政サービスを受ける権利を保護するため、住民登録外として介護保険システムに登録している。

(オ)口座情報管理

介護保険法第四十四条、四十五条、五十一条、五十一条第二項等に基づき、被保険者からの申請により保険給付を行うため、口座情報を介護保険システムに登録している。

介護保険法第百三十九条第二項、地方自治法第二百三十一条の三第四項、地方税法第十七条に基づき、保険料の過誤納が生じた際に精算する方法として還付を行うため、被保険者（当該被保険者が死亡しているときは相続人）の口座情報を介護保険システムに登録している。

2 資格記録管理事務

(ア)介護保険法第十条等に基づき、住民基本台帳から連携されたデータまたは住民登録外住民管理のデータから、65歳以上に到達した住民を抽出し、介護保険資格を付与する。

(イ)40歳から64歳までの住民または住民登録外住民のうち、介護保険法第二十七条等に基づいた要介護認定申請を申請した住民に対して被保険者資格を付与する。

(ウ)介護保険法第十一条等に基づき、資格の喪失を行う。さらに、認定を受けている被保険者が他区市町村へ転出するときは、介護保険法第三十六条等に基づき、認定に係る事項を記載した受給資格証明書を交付し、情報提供を行う。

(エ)介護保険法第十三条等に基づき、他区市町村からの連絡により、住所地特例者に対する資格の付与・喪失を行う。また、対象施設からの連絡により、施設の入退所登録を行う。

(オ)介護保険法施行法第十一条等に基づき、介護適用除外施設に入所している者について資格の喪失を行うとともに、その情報を国保年金課に対して提供する。

3 保険料賦課事務

(ア)介護保険法第百三十四条等に基づき、年金保険者から年金コードと個人番号をキーとして通知された、大田区に住所が有る者、または住所地特例者のうち特別徴収が可能と思われる年金被保険者のデータに個人情報管理事務、資格記録管理事務によって得られたデータを突合し、特別徴収対象者リストを作成する。

(イ)介護保険法百二十九条等に基づき、個人情報管理事務、資格記録管理事務によって得られた情報を基に保険料の賦課を行い、被保険者に通知する。

(ウ)介護保険法第百三十六條等に基づき、特別徴収対象者リストに記載されている住民の賦課した保険料額を年金コードと個人番号をキーとして年金保険者に通知する。

4 保険料収納事務

(ア)介護保険法第百三十七条等の規定に基づき、年金保険者から通知された特別徴収対象者と特別徴収金額を年金コードと個人番号をキーとして介護保険システムに取り込み、保険料収納事務を行う。

(イ)介護保険法第百三十二条等に基づき、普通徴収の方法で介護保険料を納付した被保険者のデータを、被保険者番号をキーとして金融機関、コンビニエンスストアから受け取り、介護保険システムに取り込み保険料収納事務を行う。

5 認定事務

(ア)介護保険法第十九条等の規定に基づき、個人情報管理事務、資格記録管理事務によって得られたデー

別紙1 事務の概要

タを使用し、資格を有している介護保険の被保険者から要介護・要支援認定申請を受領し認定を行い、結果を被保険者に通知する。

6 給付事務

- (ア) 介護保険法第四十条、五十二条等の規定に基づき、個人情報管理事務、資格記録管理事務、保険料賦課事務、保険料収納事務、認定事務によって得られたデータを使用し、給付を行う。
- (イ) 介護保険法第四十一条十一項等の規定に基づき、給付の審査支払事務を東京都国民健康保険団体連合会に委託している。東京都国民健康保険団体連合会には個人情報管理事務、資格記録管理事務、保険料賦課事務、保険料収納事務、認定事務によって得られたデータを送付し、お互いに共有している。
- (ウ) 介護保険法第六十六条や、介護保険法第四十四条、四十五条、五十一条、五十一条第二項等の規定に基づき、個人情報管理事務、資格記録管理事務、保険料賦課事務、保険料収納事務、認定事務によって得られたデータを使用し、給付を行う。

7 保険者事務共同処理業務

介護保険法第五十一条の二及び第六十一条の二の規定に基づき高額医療合算介護（予防）サービス費・高額医療合算介護（予防）サービス相当事業費の事務に個人番号を利用し、当区の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。

また、高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当区の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。

※当区では、当該事務について、東京都国民健康保険団体連合会に委託をして事務を実施している。当区は、東京都国民健康保険団体連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供する。